

# 令和6年度 兵庫県会計年度任用職員採用選考案内

- ・受付期間 令和6年4月25日(木)～5月10日(金) [必着]  
※応募多数の場合は期間内であっても、受付を終了する場合があります。
- ・試験日 随時実施
- ・任用期間 令和6年6月3日(月)～令和7年3月31日(月)
- ・勤務場所 中播磨県民センター姫路港管理事務所

## 1 募集職種、採用予定人員等

募集NO	職名	採用予定人員	主な職務内容	受験資格	勤務形態
1	県政推進員	1名	・入港届、岸壁等の係留許可申請書等の受付、調定、収入 ・PC等による書類の作成、整理	・「2受験資格」と同じ	週29時間 (原則7時間15分×週4日)

(注) 採用予定人員は、今後変更する場合があります。

## 2 受験資格

- (1) 令和6年5月1日現在で18歳以上の方(年齢の上限はなし)
- (2) 任用の日に中播磨県民センター姫路港管理事務所に勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) Word、Excel等のパソコン操作ができる方

## 3 選考方法

- (1) 選考方法  
所定の応募書類及び面接試験による選考
- (2) 面接日時  
随 時 ※ 面接日及び時間は、申込み後、別途お知らせします。
- (3) 面接場所  
中播磨県民センター姫路港管理事務所 〒672-8063 姫路市飾磨区須加 294

## 4 申込先及び申込方法

下記まで、持参又は郵送で、所定の応募書類(写真を貼付したもの)を提出してください。  
封筒の表に、「会計年度任用職員申込書在中」と朱書きしてください。  
なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

- ※ 応募書類は、記載例を参照のうえ記入してください。
- ※ 申込者には、面接の日時・会場等の詳細を電話で連絡します。

## 5 合格発表

5 月中下旬に、文書及び電話で連絡します。

## 6 採用予定時期

- (1) 採用日は、原則として令和 6 年 6 月 3 日（月）です。
- (2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。
- (3) 配属先は別途、採用担当から連絡する予定です。

## 7 任用期間

令和 6 年 6 月 3 日～令和 7 年 3 月 31 日です。

## 8 勤務条件等

- (1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

職名	基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）
県政推進員	月額 135,900 円～142,500 円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等の職歴により個別に決定します。

なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

- (2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

- (3) 期末手当・勤勉手当

年間計 4.5 月（6 月期 2.25 月、12 月期 2.25 月（在職期間に応じた割り落としあり））

※ 任期が 6 カ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象

- (4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

- (5) 勤務時間

職名	勤務時間
県政推進員	週 29 時間（原則 7 時間 15 分×週 4 日）

- (6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇（有給・週 3 日以上勤務）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

- (7) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険

※ 週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

- (8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後 1 月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
  - ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
  - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
  - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。